六十七、有限会社丸金商店に対する件

昭和四十三年(排)第六十四号

排除命令

山形県山形市相生町三番七号

有限会社丸金商店

右代表者　代表取締役　伊藤キミ

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、有限会社丸金商店は、昭和四十三年一月末日から同年五月末日までを売出期間とする寝具類「福セット」および「寿セット」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「初夏の北海道へ御招待」と称して取引をしようとした寝具類「福セット」の単品売りの通常小売価格は、二万一千二百円であり、また、寝具類「寿セット」の単品売りの通常小売価格は、二万円であり、「福セット」の販売価格三万八千円および「寿セット」の販売価格三万五千円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万七千円が含まれているものであつて、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければな

らない。

二、同社は、今後、寝具類の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

有限会社丸金商店(以下「丸金商店」という。)は、肩書地に事務所を置き、綿、寝具その他の商品の卸売および小売業を営む事業者である。

丸金商店は、昭和四十三年一月末日から同年五月末日までを売出期間とする福セット高級玉虫織組ふとん(掛布団二枚、敷布団二枚)と称する寝具類(以下「福セット」という。)および寿セット高級玉虫織組ふとん(掛布団二枚、敷布団二枚)と称する寝具類(以下「寿セット」という。)の販売について、昭和四十三年一月下旬ビラ(別添写)約三千枚を丸金商店の取引先小売店を通じて、山形県その他の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、丸金商店は、「初夏の北海道へ御招待」と称して、「福セット」を三万八千円で、また、「寿セット」を三万五千円で購入した者に対し、昭和四十三年六月末に五泊六日の北海道観光旅行(第一日山形―函館、第二日函館―大沼―洞爺湖(一泊)、第三日洞爺湖―昭和新山―登別(一泊)、第四日登別―定山渓(一泊)、第五日定山渓―中山峠―函館、第六日函館―山形)に招待する旨を表示している。

しかるに、丸金商店が取引をしようとした寝具類の通常小売価格は、「福セット」が二万一千二百円および「寿セット」が二万円であ

り、これら各セットの販売価格が三万八千円および三万五千円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費（一万七千円）は、販売価格三万八千円および三万五千円の中に含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、丸金商店は、その販売する寝具類「福セット」および「寿セット」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、丸金商店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写　省略